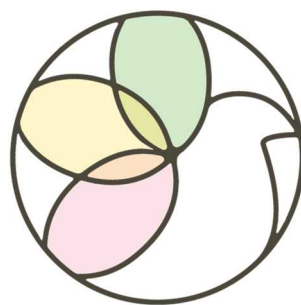




社会福祉法人
松江福祉公社

2023 事業計画

理事長：岩田憲昌
島根県松江市上乃木 10-5-1
法人番号:9280005000439

目次

事業計画

法人.....	1
特別養護老人ホーム長命園.....	4
小規模多機能型居宅介護事業所やくものお家.....	19
こばと保育園.....	24
放課後等デイサービスぽっぽ.....	28
こばと小規模保育園.....	33

2 0 2 3 事業計画

法人

社会福祉法人松江福祉公社 2023年度 事業計画

— 基本理念 —

私たちは「博愛」「共生」「福祉科学」を実践し、子ども・高齢者・障がい者など、人と社会の多様性を承認し、生涯発達と人権尊重を基本に信頼される社会福祉法人をめざします。

— 基本方針 —

- I. 多様化する福祉ニーズに応じた法人運営をします。
- II. 広く地域社会と連携し、地域福祉に貢献する施設づくりをします。
- III. 「科学的知見」を基に、それぞれの施設を活用する皆さんの安全と幸せに貢献できる施設にします。
- IV. すべての法人職員は、日々、誠実な実践と学習・総括を行い、希望を拓く職場・組織づくりをします。

はじめに

社会福祉法人松江福祉公社は、昭和53年11月に設立認可を受け、翌年4月松江市八雲台にこばと保育園を開設。それから44年を経た現在、事業の領域は、保育、高齢、障がいと拡大し現在では6事業所150人超の職員を擁する社会福祉法人となっています。

法人を取り巻く情勢

当法人をめぐる情勢と課題は昨年に続いて厳しい状況にある。国際的にはロシアが仕掛けたウクライナ侵略が始まって1年を経過している。この間に幼児を含む多くの市民が殺戮され、そして莫大な軍事費を費やして何を得的のだろうか。岸田自公政権は、ウクライナ侵略や台湾有事などを口実に防衛予算を5年間に43兆円を企図し、専守防衛を投げ捨てて他国の戦争に巻き込まれる集団的自衛権を閣議決定し、大軍拡を推進している。一方、コロナ禍は依然として終息の気配がなく、諸物価の高騰は年金生活者や低所得層など生活の厳しさを訴えている。また、電気、ガソリン等光熱費の高騰は施設経営を圧迫している。農漁民も材料費高騰により生業が困窮を来していると報じている。このような中で労働者の賃金引き上げは焦眉の課題となっている。

政府は、介護保険制度の改定で利用料の負担増を策している。年金者の年額200万以上は2割負担とし、さらに要介護1、2の訪問介護と通所介護を市町村の「地域支援・総合事業」に移行させ、身体介護に限定し利用料は原則2割にするものである。少子化の下で、保育所運営注視が重要となっている。昨年来幼児の虐待、車内への置き去り事故や事件が起これららの事故の原因は保育士の配置数が少ないことが関係者の一致するところである。欠けがいのない幼児や高齢者を預かる施設として基本理念に沿った活動が強く求められている。

I. 2023年度重点課題

1) 質の高い福祉サービスの提供と利用環境の向上を図る

①根本的な福祉の視点を常に忘れないよう職員一人ひとりが基本理念に掲げる「福祉科学」を追求し、利用者主体のサービス提供に努める。

②サービス提供の自己点検を行い、さらなるサービスの質向上を図る。

③2024年4月から義務化される事業継続計画（BCP）の策定に取り組む。

2) 人材確保と幹部職員の養成

①法人・事業所の魅力をホームページ、SNS等を使い積極的にPRし人材確保を図る。

②採用方法、採用ターゲットの拡大を図り、人事処遇の点検と見直しを適宜行っていく。

③ハラスメント防止対策、育児介護休業法の法改正に伴い、職員がより働きやすい職場作りを推進する。

④施設の未来を担う次世代幹部、リーダーの育成に取り組む。

3) 財務基盤の安定化

①長期に安定した経営を行うため、コストを勘案した経営資源を効果的に活用しサービス提供体制を継続していく。

②事業所ごとの実情に応じた柔軟な財務管理を行い、健全な財務体質の強化を図る。

③長命園は建設から40年が経過し建物の老朽化が進む中、計画的な修繕により安全な生活環境を確保するとともに、次世代につながる建物リニューアルを検討していかなければならない。長命園と連携しながら建物リニューアルに向けた中長期計画の策定に取り組む。

④昨年来の物価高騰対策は喫緊の課題となっている。光熱費の削減努力にも限界があるため、各種補助金を活用するなどしながら、収支の安定化を図る。

4) 他法人、団体との協力連携

令和4年度から開始された社会福祉法人連携推進制度。複数の社会福祉法人が連携しあい、福祉サービスの提供、人材確保等が可能になるこの制度について引き続き調査し、法人への影響とメリットの分析を行う。また、各団体や他法人との密な情報交換を行い、制度の活用方法を探る。

II. 法人本部運営・目標

各事業所が利用者のサービス向上に専念できるよう、財務会計等を法人本部にて行う。また、法人事業の企画、理事会・評議員会の運営および各事業所の運営サポートを行っていく。

(1) 理事会・評議員会を定期的に開催する。

(2) 各施設長、管理職等で施設長会議を行い、課題分析と解決に向けての検討を行う。

(3) 各事業所へ財務状況を周知し、対応策のサポートを行う。

(4) 適宜、規程・マニュアル等を見直し、適正な運営の継続と向上に努める。

(5) 行政庁、福祉関係機関、他法人との連携を図り、情報収集に努める。

(6) 安部税理士事務所と連携し、財務の健全化を図る。

(7) 広報活動の充実と情報開示に努める。

(8) 個人情報の管理を徹底する。

(9) 本部局員を高年齢部門と保育児童部門の担当制とした見直しを行い事務の効率化を図る。

Ⅲ. 施設運営

(1) 社会福祉事業区分

①法人本部

②長命園拠点区分

- ・ サービス区分 特別養護老人ホーム長命園
ショートステイ

③やくも拠点区分

④こばと拠点区分

- ・ サービス区分 保育園（一時保育事業含む）
こばと児童クラブ

⑤ぽっぽ拠点区分

- ・ サービス区分 放課後等デイサービスぽっぽ・おりーぶ
放課後等デイサービスぽっぽ・ぴーす
放課後等デイサービスぽっぽ・のあ

⑥こばと小規模拠点

Ⅳ. 各種会議

<評議員選任委員会開催予定>

2023年 4月 評議員選任解任委員会

<評議員会開催予定>

2023年 6月（定時評議員会） 2022年度計算書類等の承認及び事業報告、役員改選 他

2023年 3月（臨時評議員会） 2022年度業務執行状況の報告 他

<理事会開催予定>

2023年 5月 監事監査

2023年 5月～6月 2022年度事業報告及び決算報告、役員改選等

2023年 6月 理事長選出

2023年 8月～10月 理事長の業務執行状況報告、補正予算 その他審議事項

2023年11月～12月 理事長の業務執行状況報告、補正予算 その他審議事項

2024年 1月～ 2月 理事長の業務執行状況報告、補正予算 その他審議事項

2024年 3月 理事長の業務執行状況報告

2023年度最終補正予算及び新年度事業計画、当初予算 他

<安部税理士事務支援監査予定>

2023年 4月 2022年度第4四半期監査

2023年 5月 2022年度決算監査

2023年 7月 2023年度第1四半期監査

2023年10月 2023年度第2四半期監査

2024年 1月 2023年度第3四半期監査

※必要に応じて臨時的に理事会及び評議員会を開催します。

2 0 2 3 事業計画

特別養護老人ホーム長命園

2023（R5）年度 特別養護老人ホーム長命園 事業計画（案）

長命園基本理念

「豊かな生活援助」

どのような疾病、障害があっても発達の可能性がある。その可能性を引き出し援助するという基本理念に基づき、原点に立ち返り利用者一人ひとりの権利擁護者としての自覚を持って援助します。

概要

収束の見えないコロナ禍にあって、急激な陽性者の増加による医療体制のひっ迫を防ぐため、昨夏より軽症者は施設内療養が前提となりました。ウイルスの侵入と感染拡大防止を目標に一丸となって取り組んでいましたが、当園も陽性者が発生しクラスターを経験しました。令和5年5月に感染症法上の位置づけが変更となった場合でも感染力がすぐに弱まることはなく、高齢者にとって重症化のリスクが高いことには変わりありません。当面の間、高齢者施設ではゼロコロナが第一に求められます。一般社会と高齢者施設との間で意識差が発生しこれまで以上の感染拡大の恐れもある中、利用者の健康、生命を守る上で必要な感染症対策を引き続き講じます。介護業種の人材確保については、介護ロボットや ICT 技術の活用による生産性の向上や効率化だけでなく、働きやすい職場環境の整備と処遇の改善が必要です。関係団体と共に高齢者福祉の現状を発信し、公費による基本報酬の改善を目指します。法人本部と各事業所と連携し魅力ある職場の PR 活動を行います。

2023（R5）年度の重点項目

- ・新型コロナウイルス等の感染症の予防や蔓延防止の対策を講じ、事業の継続性の確立と利用者の豊かな生活を支援します。BCP（事業継続計画）の策定と委員会による随時の更新を実施します。
- ・利用者の尊厳を第一として身体的拘束等の廃止、高齢者虐待防止に係る取り組みを実施します。
- ・事故防止の研修と日々の業務の中で危険予測を行います。事故の再発防止に向け実効性のある手段を講じます。
- ・速やかな入所案内と、一つひとつのケアを見直し利用者の健康管理により特養稼働率 97%、短期入所稼働率 75%以上を達成します。
- ・老朽化した施設の立て替えについて中長期的な計画を策定します。建て替えを前提とした収支バランスの見直しを行います。
- ・施設内研修の充実と年間計画を策定。業務として WEB 研修や施設外研修への派遣を行います。研修参加者の報告会実施と現場業務へのアウトプットを施設全体でフォローします。

通常の取り組み

1. 社会福祉法人としての使命

地域に貢献する社会福祉施設であることを各職員が念頭に持ち、地域社会で求められる地域支援活動を探り、社協・他法人などと連携して実施に向け取り組みます。

- ①専門学校、高等学校、中学校、その他の研修生・体験学習を積極的に受け入れ、福祉場の魅力を発信

することで、福祉職員養成に取り組めます。

②地域の福祉ニーズに応え社会資源と生活援助・介護のノウハウを提供します。

2. 利用者の安全管理

利用者の事故防止に努め適切な対応を図ります。

①主任の現場業務入りを最小限にとどめ、各責任部署の管理と職場間の連携や緊急時の対応を迅速に行える勤務のあり方を模索します。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、面会制限や行事の縮小を継続しています。施設内に持ち込まない対策と発生にも備え蔓延防止策と発生時の事業継続計画の充足を行います。

③利用者の持っている機能を十分に活かし、日常生活を過ごしていただくためにも、リスクを予測し十分に配慮するとともに、リスクを畏れるが故の防衛・規制を極力抑える、より高いチームアプローチを目指し提供します。

3. 利用者サービスの向上

利用者のニーズに応え、質の高いサービスを提供します。

①各グループが利用者の多様なニーズに応えた、サービス内容の研究と実現に取り組めます。

②長命園での日常をホームページやご家族に毎月発送しているフロアーからこんにちは等を活用して、個人情報に配慮しつつ積極的な情報公開を行い、利用者・家族にひらかれた介護サービスの展開を進めます。

4. 職員育成・研修

職員が学び成長できる職場を形成します。施設内研修の充実と加盟団体が主催する研修に参加し、他施設との交流を図りながら、時代に合った職員育成を行います。

①学習委員会を中心に、事業所の必須研修を含めてテーマや企画段階から職員が主体となった研修会の活動に取り組めます。

②介護支援専門員や介護福祉士といった資格支援制度の充実を新たに企画し、職員のスキル向上と社会的地位の確立を中期的な目標に掲げ進めます。

③職員間の偏りが生じないように促しながら、職員の自主的な SDS 研修参加を奨励し支援を行います。

④e ラーニングを導入しコロナ禍であっても学びの機会を創造します。

⑤次世代の管理職、監督職の育成を計画的に行います。

5. 職場環境整備

職員の健康管理と労災事故防止に努め、働きやすい職場環境整備に努めます。

①衛生委員会や健康診断等を通じて職員の安全と健康の保持増進に努めます。

②福祉機器の積極的な導入により、職員の負担軽減を進め、より安全な介護に努めます。

③有休取得と体調不良時に休みやすい環境、シフト体制の両立を図ります。

6. 職員募集

法人および長命園のホームページ充実と頻回な更新を図り、長命園の魅力を提供します。

7. 設備・修繕

設備管理、備品の管理を推進し、取り扱いの不備による故障の削減に努めます。新たな介護ソフト、介護機器の導入計画を開始します。

8. 他団体との活動

①加入している 21・老福連、島根県社会保障推進協議会の活動に参加・交流を深めると共に社会福祉の向上、増進と平和運動に積極的に取り組めます。

- ②社会福祉法人制度改革にともない、地域社会への貢献がより一層求められていることを考慮し、地域ですすめられる各種団体事業への参画を模索します。
- ③島根県老人福祉施設協議会に加盟している近隣施設との情報交換、地域貢献の取り組みに参画します。

1) ケアワーカー部門事業計画

ケアワーカーは園の基本理念である「豊かな生活援助」に基づき、利用者一人ひとりの権利擁護者としての自覚を持って支援を行っていきます。利用者にとって終の棲家であるこの長命園で、その人らしく暮らせるケアを提供します。利用者本人、その家族に喜んでもらえる質の高いケアを提供することで、地域の人々に選ばれる施設を目指します。

昨年度はコロナウイルス流行の長期化により、感染対策中は居室安静の時間が増え、利用者に身体的、心理的負担を多くかけてしまいました。利用者にかかる不利益が少しでも軽減できるように対応、修正しながらケアを行っていきます。また、ご家族との面会制限、娯楽の縮小、中止が長い間続いています。そんな中、私たちケアワーカーに何ができるか、形にこだわらず利用者の笑顔を見ることが出来る機会を考え、実行していきます。

感染症対策においては、コロナウイルス等の感染症を園内に持ち込まないよう、職員一人一人も重篤化しやすい高齢者施設で働いている自覚を持ち、感染を広めない行動に努めます。そして、園内発生時はウイルスの蔓延防止のため、都度対策を見直しながら、利用者、職員自身の健康を守るべく対応していきます。

また、細やかなケアを実施し、利用者の方の状態、病気の重篤化を防ぎ、入院者数の減少に努めます。実施した日々のサービス提供のデータ化、蓄積、成果の評価を行い、利用者個々の状態やニーズに沿ったケアを提供します。

1. 生活面について

- ・個別性を重視し、「その人に合った支援ができているか」を会議で振り返り、個人の生活の質の向上を目指します。
- ・利用者の日々の観察に努め、医療と密に連携をとることで異常の早期発見、病気の重篤化を予防し、長命園で元気に過ごしていただけるよう支援します。
- ・コロナウイルス等の感染症を園内に持ち込まないよう対策を行います。また、感染症対策委員会を設置し、統一した適切な対応を徹底することで感染症の拡大を防ぐ努力を行います。
- ・コロナウイルスに関しては国の方針・対応の変化に注視し、園の方針に添って適切な対応を行います。コロナ対応下、職員の欠員による介護力の低下、利用者の居室生活の長期化による尿路感染症、誤嚥性肺炎、意欲低下等の健康状態の悪化を防げるよう都度体制を見直し、早期の通常生活を目指します。
- ・病気の理解に努め、早期対応することで利用者の体調悪化を予防します。
- ・快適な空間で過ごしていただくため、週一回、掃除の日を設けて清掃を行います。
- ・レクリエーションや、クラブ活動、季節ごとの行事を計画し、生活の充実を図ります。
- ・利用者の希望を実現できるよう、長命会の活動を支援します。
- ・生活の中でリハビリの取り組み、リハビリ担当と協力し機能維持、筋力維持を図ります。
- ・褥瘡対策委員会により褥瘡の予防と早期治療に力を入れます。

- ・排泄委員会により利用者の排泄にかかわる知識と取り組みを行いケア向上につなげます。
- ・食事について、美味しく安全な食事を提供できるよう給食委員会にて、給食と連携を図ります。
- ・誤嚥性肺炎予防、摂食機能の維持のため、嚥下体操、摂食リハビリ、口腔ケアに取りくみます。

2. ケアプランの取り組み

- ・利用者一人一人がその人らしい生活を送ることができるようプランを作成します。
- ・利用者本人の意向、思いを根幹にプランを作成します。
- ・家族の希望も考慮してプランに反映します。
- ・サービス担当者会議では各職種が専門的立場から検討し、情報を共有化することでサービスの充実を図ります。
- ・モニタリングを実施することでサービスが適切であるか評価し、より満足度の高い生活の提供を目指します。

3. 人権擁護の取り組み

- ・利用者の尊厳を第一として身体拘束等の廃止、高齢者虐待防止の取り組みを行います。
- ・WEB研修に職員一人一人参加し、全員の人権擁護の意識を高めます。各自、研修で得た知識を現場で活かして利用者の尊厳を守ります。
- ・スローガン、学習を通してスピーチロックを無くすよう努めます。
- ・プライバシーに配慮した対応に努めます。
- ・ケースファイル、パソコン等の個人情報に対して慎重に取り扱うことはもちろん、一人一人が秘密保持の原則を遵守します。
- ・ボランティア、実習生に対しても情報管理規定に沿って適切に対応します。
- ・リスクを畏れるが故の防衛・規制を極力抑える、より高いチームアプローチを目指します。人命に関わる場合などやむを得ない場合に限り身体拘束マニュアルに沿って対応し、状況の記録、カンファレンスにより拘束中止の取り組みを行います。また毎月、身体拘束廃止委員会を開催し拘束廃止に向けて検討します。

4. リスクマネジメントの取り組み

- ・職員全員が業務マニュアルに沿ったケアを行い、ケアの標準化を図ります。
- ・日々の利用者の状態をこまめに記録し、何か起こったときに客観的な分析、事故原因の特定ができるようにしておく。また、こまめな記録が介助者自身を守ることにつながるので、いつもと変わったことがあれば逐一記載します。
- ・介護事故を予防する観点から積極的にヒヤリハット報告を挙げるよう努めます。事故報告書、ヒヤリハット報告書を分析し、事故の予測、予防に努めると共に業務の見直しも視野に入れ、実効性のある手段を講じます。

5. 居室担当制の充実

- ・居室担当者が責任を持って自分の居室利用者の声を代弁し、積極的にチームに発信します。そこから個々の利用者のニーズに応え、生活の質の向上を目指します。また環境整備に努め、心安らげる空間を提供します。

6. 家族との連携

- ・家族との関係を大切にし、相談、問い合わせのしやすい環境と真摯な対応に努めます。
- ・コロナウイルス流行のため面会が制限され、利用者のご家族との関わりが極端に減少しています。フロアーからこんにちは、誕生カードの他に近況報告の手紙などを送り利用者の様子をお知らせしま

す。

- ・社会人としての礼儀の徹底、接遇の向上を目指します。

7. 終末ケアの取り組み

- ・最期まで尊厳ある生活を守るためその人らしさを大切にします。
- ・本人と家族の希望に添った対応を行います。
- ・身体的、精神的苦痛の緩和ができるよう心がけます。
- ・居室環境整備を行い、利用者、家族にとって居心地のよい場所を提供します。

8. 接遇について

- ・介護職員接遇マニュアルに沿って対応します。
- ・利用者には丁寧な言葉遣いで心優しく接し、人生の先輩として学ぶ姿勢でケアにあたります。また、受容、傾聴、共感の姿勢で対応します。
- ・研修等に参加し、全体の接遇のスキルアップにつなげます。

9. 職員の健康管理

- ・自己の健康に気をつけ、生き生きと仕事ができるように努めます。
- ・コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等に感染しないよう、また、拡大させないよう流行期の対策を徹底して行います。
- ・衛生委員会の取り組みにより心身ともに働きやすい環境を目指します。

10. 職員の育成について

- ・目標シートを活用し、個人の目標を支えることで、業務に対する意識の向上、専門性の追求へのサポートを行います。
- ・WEB研修や施設外研修に参加して得た知識、経験を現場で活かす体制を作り、全体に広げていきます。
- ・疾病、認知症について学習を強化し、根拠に基づいた対応支援ができるよう努めます。
- ・学習委員会の活動を通して職員の知識、学習意欲の向上に努めます。
- ・応急手当指導者の資格取得者を増やし、研修を定期的実施することで園内における緊急時の対応スキル向上を目指します。
- ・園の指導マニュアルに基づき、明日の福祉の人材を育てる気持ちで指導します。
- ・介護実習指導者研修に積極的に参加します。
- ・根拠に基づく指導を行い、新人担当を中心に、チームで新人育成に努めます。

グループ別方針と目標

2階東グループ

グループ方針

一人一人が生き生きと毎日を過ごせるよう支援します。

グループ目標

- ① その人らしさの理解に努め、穏やかで居心地の良い空間作りに努めます。
 - ・ 何気ない日常会話から趣味や好きだった事等の情報収集を行います。
 - ・ レクリエーションの充実を図ります。
 - ・ 利用者と一緒に出来る作品作りを行います。

- ・ 季節毎にホールや廊下の飾りつけを行います。
 - ・ 定期的に居室やフロアーの環境整備を行います。
 - ・ 危険を予測した行動を心掛け、未然に事故防止に努めます。
- ② 利用者の健康状態を把握し、感染症等に対する早期発見を行います。
- ・ 2時間毎に窓を開けて換気を行います。
 - ・ 個々のケアプランに沿い、既往や疾病について知識を高めます。
 - ・ 些細な兆候を見逃さず、何らかの症状が出た際は速やかに対応します。
 - ・ 居室時間が長い時は、利用者にかかる不利益が少しでも軽減できるように他職種で対応、修正しながら取り組みます。
- ③ 職員間のコミュニケーションを図り、お互いに考えを発信しやすい雰囲気作りや信頼関係を築きます。
- ・ 日々の何気ない関りから得る変化など、感じた事を大切に、情報や思いを共有します。
 - ・ グループノートを活用し情報共有に役立てます。
 - ・ 短期入所利用者も多いグループの為、医務・短期入所担当ともしっかり報連相を行います。

2階南グループ

グループ方針

自分らしく穏やかな生活が出来るよう支援します。

グループ目標

- ① 事故なく安全に生活出来るように努めます。
- ・ 事象事例が発生した際には速やかに報告し、利用者要因・介護者要因・環境要因の3つの方面から原因を考え再発防止策に努めます。
 - ・ 安全、快適に過ごせるよう居室の周辺環境を整えます。
- ② 利用者の意思を尊重しケアを行う際は利用者の意向に沿ったケアを行います。
- ・ 季節行事や利用者の要望に添ったレクリエーションの実施。
 - ・ 利用者の心身状態に合わせ、残存機能を活かせる介護を安全に行っていきます。
 - ・ 自分で出来る事、決められる事をみつけてサポートしていきます。
 - ・ 多職種連携し報・連・相を密に行います。
- ③ 利用者の健康状態を把握し、安心して穏やかな生活が出来る環境を作っていきます。
- ・ 感染症対策マニュアルを熟知し、感染症の防止と迅速な対応を行い、安心・安全な生活に努めていきます。
 - ・ 感染症発生時には利用者の負担が軽減できるよう多職種で対応、修正しながら取り組みます。
 - ・ うがい・手洗い・消毒を徹底しグループ職員も体調管理に気を付けます。

3階東グループ

グループ方針

笑顔で生き生きと過ごせる生活の場を作る。

- ① 利用者の思いに寄り添ったケアを行います。
- ・ 利用者の個々に合わせたケアを行い、生活の中で役割や楽しみを持ち過ごせるよう支援しま

す。

- ・ 面会や外出が制限されている中で家族との関わり（手紙、電話、ＴＶ電話等）の支援、レクリエーションの実施を行います。
- ・ 利用者の立場に立った声掛けや、思いに寄り添ったケアに努めます。
- ・ 利用者と日々のコミュニケーションの中から、好きな事、嗜好を知る事により、より良いケアに繋がります。
- ・ より適切なケアが出来る様、多職種と連携し生活を支援します。
- ・ グループで統一したケアや利用者への関わりが出来るよう、申し送りノートを活用して情報共有をします。

② 環境を整え清潔で過ごしやすい生活の場を作ります。

- ・ フロアへの整理整頓、ケア後タンスの上や布団など意識して整理整頓を行います。
- ・ 季節にあわせたしつらえを利用者と一緒に創作します。
- ・ 手指消毒、換気を定期的に行い感染予防に努めます。

③ 事故の無い安全な生活が出来るよう努めます。

- ・ ヒヤリハット・事故報告書作成時にはグループ内で原因と対策を話し合い、統一したケア手順で介護を行います。
- ・ 問題解決に迅速に対応出来るように、日々の気付きをグループで情報共有し、話し合うことで問題解決につなげます。
- ・ 利用者の行動を観察し、危険や利用者同士のトラブルを予測しながら日々のケアを行い、事故を未然に防ぎます。

3 階南グループ

グループ方針

多様性を尊重し「その人らしい」生活支援。

グループ目標

① 情報共有・連携

- ・ 利用者が安心して健康に過ごせるよう職員間の情報共有、他部署との連携、相談を行い日々の体調管理、状態変化に留意し支援します。
- ・ ヒヤリハットの活用や介助状況でのリスクマネジメントを共有し、安全、安心なケアの提供を行います。
- ・ チーム内で言葉使いを見直し、敬語を共有し更に良いケアを目指します。
- ・ 「あなたの事を知りたいの」ノートを活用し日々の関わりの中で、その人の好み・苦手な物などの嗜好調査や趣味、特技、楽しみを見つけ提供します。
- ・ 誤嚥、褥瘡、拘縮が強く骨折リスクが高いなど重度化しています、安全で丁寧なケアの提供を心掛けます。

② 余暇活動

- ・ 楽しみや役割を持って生活できるよう支援します。
- ・ 1日1回は離床を行いホールで過ごして頂き、体操やレクリエーションに参加する時間を設けます。
- ・ 利用者の生活歴を尊重し関わりを深め利用者がいきいきと意思表示出来るよう支援します。

③ 感染症（予防・拡大防止）

- ・ 新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染予防（手洗い、消毒、こまめな換気）を実施します。
- ・ 水分補給をしっかり促し飲用して頂きます。

④ 環境整備

- ・ 利用者が落ち着いて暮らせるよう生活の場を整え、居室の環境整備、ホールのしつらえ、衣替え、掃除（水曜日または日曜日）を行います。

2) 相談員事業計画

「豊かな生活援助」どのような疾病、障害があっても発達の可能性がある。その可能性を引き出し援助するという基本理念に基づき、利用者一人一人の権利擁護者としての自覚を持ち、生き生きと生活できるよう支援します。介護支援専門員の基本姿勢である（人権尊重・主体性の尊重・公平性・中立性・社会的責任・個人情報保護）に常に立ち返りながら業務を遂行します。コロナ禍の福祉施設は、想像だになかった困難に直面しました。新型コロナの影響を受けながらも、利用者の日常を守るため真摯に向き合い、多職種がそれぞれの役割と専門性から取り組み、チームアプローチの連携に努め、利用者個々の状態やニーズに沿ったケアを提供します。

1. 適切なベッド管理

- ・ 入・退所検討委員会で検討し、順番を遵守した公平な入所受入を行う。（新入所対象者：要介護3以上）委員会は、長命園入所基準に基づいて、年4回実施します。
- ・ 新入所受入時の空床を最小限にする為に、入所受入の順番決定後、希望の再確認、入所の流れを説明、主治医に特養入所時必要書類を予め話して貰うようお願いし、速やかな入所案内に努めます。また医療機関、居宅事業所等へ入所案内を積極的に行い新規利用者開拓に繋がります。（稼働率97%）
- ・ 一つひとつのケアを見直し入院者数の減少を図ると共に、入院者については家族、病院、ショートステイ担当と相談しながら、長期空床を避けます。

2. 苦情相談窓口

- ・ 日常的に何でも相談できる優しい雰囲気と真摯な態度で利用者、家族に接します。
- ・ 利用者、および家族より苦情があった場合は、利用者保護の観点から自らのサービスを振り返り、改善のために原因を解明、利用者・家族に対する謝罪や対応、再発防止策、組織としての対応等について検討し介護サービス全体の質の向上につながるよう活かします。
- ・ 玄関に設置してある「ご意見箱」は利用しやすい状態にします。

3. リスクマネジメント（ヒヤリハット・事故報告）

- ・ 事故防止の研修と日々の業務の中で危険予測を行います。
- ・ 事故報告については、「ヒヤリハット報告書」「事故報告書」の提出を求め、迅速に対応します。事故の再発防止に向け実効性のある手段を講じます。
- ・ 事故等発生時は、家族と連絡をとり事故の状況と利用者の状態を説明し誠意を持って対応します。事故報告書を速やかに松江市に報告します。提出された事故報告書に基づき、施設の賠償責任について「業務改善委員会」を開催し、検討します。

4. 権利擁護等の取り組み

- ・利用者の尊厳を第一として身体拘束等の廃止、高齢者虐待防止に係わる取り組みを実施します。
- ・利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限をしないケアを目指し、家族の理解を求めます。
- ・身体拘束、行動制限が行われている場合は、継続的なカンファレンスの実施、身体拘束廃止委員会を開催し廃止への取り組みを行います。

5. 看取りケア

- ・対象者の尊厳に十分に配慮しながら人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援を行います。
- ・最期まで本人と家族の望みを叶えながら、安らかな最期を迎えられるよう各部署との調整を行い日々の生活を支援します。また、家族の不安軽減に努めます。
- ・日々の様子を共有する為の記録様式を作成し記録します。

6. 自己研鑽・研修

- ・制度理解を深め、制度改正に迅速に対応します。
- ・積極的に研修に参加し、専門性の向上に努めます。
- ・学習委員会の取り組みに参加します。

3) 介護支援専門員事業計画

園の基本理念である「豊かな生活援助」を実現することを基本方針とし、利用者の尊厳を守り、本人の望む暮らしを入所直後から最期まで送れるよう支援します。

1. ケアプラン

- ・利用者視点の代弁者として、利用者の求める生活を実現するためのプラン作成を目指します。
- ・家族、地域と共に利用者の自己決定（利用者の希望（夢）・可能性を引き出す）が達成されるよう対応します。
- ・アセスメント・プランニング・モニタリング・サービス担当者会議をスムーズに実行します。
- ・諸文書の作成、保管に関する統轄を行います。

2. 資質の向上・自己研鑽

- ・制度理解を深め、制度改正に迅速に対応します。
- ・自己覚知、自己学習を行い、社会性と専門性の向上を図ります。

3. 家族会

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、面会制限や行事の縮小を余儀なくされ開催出来ず、終息までは未だに見通しが立たない状況です。ホームページやフロアーからこんにちは等を活用して、個人情報に配慮しつつ積極的な情報公開を行い、施設の状況や利用者の生活の様子、介護保険等、社会福祉に於ける利用者・家族を取り巻く状況の変化をお知らせします。
- ・意見、要望を聴く機会を設け、日常生活や園全体の資質向上に努めます。

4) 医務事業計画

【 基本方針 】

- ・利用者一人ひとりがその人らしく穏やかに生活が送れるよう、健康状態の維持・悪化の予防に努めます。
- ・利用者の身体状況を的確に把握し、理論・根拠に基づき迅速に情報発信し、他職種との連携を図ります。
- ・抵抗力の弱い高齢者の集団生活の場であることを常に意識し、新型コロナウイルス等の感染症の予防と蔓延防止の対策を講じ、利用者の穏やかな生活を支援します。
- ・利用者の尊厳を第一に考え、身体拘束等の廃止と高齢者虐待防止に努めます。
- ・看取り介護を希望される利用者・家族に対し他職種と連携し安らかな終末が送れるよう努めます。

1. 健康管理

〔 日常の健康管理 〕

- ・利用者全員の結核健診（胸部 X-P）を、4月～12月に行います。
- ・利用者全員の体重測定を毎月行い、食事形態・摂取量・摂取カロリーなどを把握して、体重管理を行います。
- ・利用者の状態変化を他職種と共有し、状態悪化防止のため早期に対応していきます。
- ・創・皮膚科軟膏処置、吸引等の医療的処置を行います。
- ・利用者全員の処方薬（内服・外用薬）を管理し、確実な配薬準備を行います。処方内容を把握し、副作用・留意点の情報を発信します。
- ・経管栄養施行者の状態を把握し、注入の実施・管理を行います。
- ・誤嚥性肺炎予防のため経管栄養施行者の口腔ケアに積極的に取り組みます。

〔 診察・受診介助 〕

- ・各フロアーの特変者の情報を処置番看護師が集約し、前之園医師に報告、指示をもらいます。
- ・医師不在時に受診が必要となった場合、看護師が利用者の身体状況を的確に把握し、医療機関を受診します。また、受診連絡票を作成し協力医療機関と連携を取り、適切な医療が受けられるよう援助します。
- ・各医療機関との連携を図り、往診時は診察の介助と利用者の情報提示を行います。
- ・記念病院口腔外科往診、歯科衛生士による口腔ケア指導を実施します。
- ・利用者に受診の必要が生じた場合には、相談員と連携を図り速やかに家族に連絡します。また、受診結果についても速やかに報告します。

2. 感染症対策

- ・感染症情報を収集し、流行の感染症を迅速に発信し、流行期には感染対策の周知、徹底に努めます。
- ・利用者の健康状態・気候に適した、居住環境の整備・感染予防対策を行います。
- ・尿路感染症予防に努めます。各職種と連携を図り、水分補給・排泄ケアについて検討します。
- ・感染症発症時は、マニュアルにそったケアを行い感染が拡大しないように努めます。
- ・感染症マニュアルの見直しを行い、常に新しい情報を発信していきます。
- ・インフルエンザ予防対策として、職員・利用者（家族の同意の得られた方）に11～12月にワクチンの接種を行います。
- ・新型コロナウイルス重症化予防対策として、利用者（家族の同意を得られた方）に対して新型コロナワクチンの接種を行います。
- ・医療機器の消毒・清掃を計画的に実施します。

3. 褥瘡対策

- ・褥瘡対策委員会を毎月1回開催し、褥瘡“0”を目指します。
- ・他職種と連携し褥瘡予防に努めます。
- ・褥瘡発症時には、原因のアセスメント・シーティング・ポジショニングの検討を他職種と連携し、早期治癒に努めます。

4. 家族対応・ターミナルケア

- ・家族の面会時には、利用者の身体状況についての説明を行います。
- ・利用者の状態に変化が見られた場合、嘱託医・相談員と連携を図ります。又、家族に状態を報告するとともに、今後どのような終末を望んでいるかを探り、家族の思いに沿った援助を行います。
- ・終末期になった場合、『終末起案書』を作成し、他職種と情報を共有し、園全体で統一したケアが行えるよう連携を図ります。

5. 退院支援

- ・利用者の退院の際には、入院先から必要な情報を収集し、利用者の身体状況の把握に努め、ケアワーカー職員、厨房職員と連携を図り、速やかな退院を支援します。
- ・利用者の退院後は既往に留意し、多職種と連携し穏やかに生活ができるよう支援します。

6. 学習・研修

- ・専門職としての知識の向上を図りスキルアップを目指します。
- ・1回/月医務室会議を行います。
- ・研修、学習会に積極的に参加して、知識向上に努めます。また、講習会などを開き伝達していきます。

7. リハビリテーション

- ・各部署との情報共有、連携に努めます。
- ・利用者のニーズ・デマンド双方に対応できるように、『個別リハビリテーション実施計画書』を作成し、個々のADLに沿ったリハビリテーションを実施します。
- ・生活リハビリをサポートするために適時心身機能評価を行い、適切な動作介助方法の指導や福祉用具の選定、居室環境の提案をします。
- ・食支援のため、嚥下機能等評価し適宜アプローチを行います。
- ・褥瘡“0”達成のため、適時ポジショニング表の作成・見直しをし、適切なマットレスやクッションを提供します。
- ・研修会への参加や新たな資格を取得し、スキルアップに努めます。

8. その他

- ・職員健診を年1回(夜勤従事者は年2回)計画し、結果を産業医に報告します。
- ・安全委員会を毎月1回開催し、喀痰の吸引・経管栄養の状況を報告するとともに各部署間と情報共有します。
- ・使用物品などを定期的に見直し、経費削減に努めます。

5) 給食室事業計画

給食管理

利用者ひとり一人の健康状態や嗜好に合わせた安心安全な食事の提供、食事を通して季節を感じることもできる献立を作成します。

また、利用者が食事を楽しめるように様々な計画を長命会と共に立案、実施します。

2023（R5）年度の重点項目

- 適時適温給食を確実に実施します。
- 摂食・嚥下機能が低下している利用者について嚥下調整食コード分類に沿った食事提供を行います。
- 衛生管理を徹底し、食中毒予防に努めます。
- 多職種で食事について意見交換等を行い献立作成に活かします。
- 災害時等における食事提供に関するマニュアルを整備します（BCP）。
- 管理栄養士、調理師の研修計画を策定します。

具体的内容

○適時適温給食について

温冷配膳車を使用し、温かい料理は温かく、冷たい料理は適温で提供します。また、配膳時間は朝食（7：45）昼食（11：45）夕食（17：45）とします。家庭的な雰囲気の中で食事を召し上がっていただけるように各部署と協力し食事環境の整備を行います。

○嚥下調整食について

摂食・嚥下機能の低下が見られる利用者にも安全に食事を召し上がっていただけるように嚥下調整食を提供します。給食委員会において嚥下調整食の学習会を行い各部署で理解を深めることができるようにします。

○衛生管理の徹底について

大量調理施設衛生管理マニュアルに則って衛生的に調理、配膳を行います。マニュアルは給食会議で定期的に見直します。毎月検便を行います。

○多職種連携について

毎月開催されるユニット会議に管理栄養士、調理師が参加し利用者の情報共有や食事に関する意見交換等を行い献立作成に活かします。また、嗜好調査を行いその結果を各部署で共有し看取りになられた場合の食事提供に活かします。

○災害時等における食事提供に関するマニュアルについて

自然災害、感染症等が発生した場合の食事提供の方法についてマニュアルを整備します。また、年に1回シミュレーションを行います。

○研修計画の策定について

厨房主催の園内研修を企画します（1回/年、外部講師または厨房職員が講師になり行う）。集合型の研修会が困難な場合には書面開催等、感染症流行期においても学習の場を設けることができるように工夫します。

管理栄養士、調理師が園外研修会（WEB研修会も含む）に参加します。（例：島根県栄養士会主催の研修会、「松江の食と栄養に関する連携を考える会」への参加、各企業のWEBセミナーへの参加など）

○その他

- ・選択食を行います（令和4年度はコロナウイルス感染症が蔓延し開催できなかったため令和5年度は6回/年開催予定）。
- ・おやつバイキングを行います。（4回/年）
- ・ランチバイキングを行います。（2回/年）

- ・誕生日を迎えられる利用者に「お楽しみ昼食」を提供します。(1回/月)
- ・季節毎の行事(花見、ちまき作り、そうめん流し、さんま焼き、焼き芋等)は各部署と協力し行います。
- ・水道・電気・ガス等の無駄使いはやめ、光熱費の削減に努めます。
- ・食材の計画的な仕入れを行い廃棄量減少に努めます。
- ・毎月給食会議を開催します。

栄養管理

- ・介護保険制度に則り、利用者ひとり一人の栄養状態の維持、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、多職種協働で各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
- ・疾患のある利用者には嘱託医の指示の元、療養食を提供します(療養食加算)。
- ・各種委員会に参加します(感染症対策委員会、安全委員会、身体拘束廃止委員会、褥瘡対策委員会、業務改善委員会等)。

6) 事務職事業計画

事務職の基本

2024年の介護報酬改定に向けて情報を収集し対応していきます。2021年の改正では科学的介護の取組に重点が置かれ、ICTを活用した業務効率化、情報の共有化、データを活用した取り組みなどが推進されましたが、既存の設備では対応できないものもあり、今後の動向を見ながら整備をしていきます。

物価が高騰する中、経費削減にも限界があります。職員一人ひとりがコスト意識を高く持ち意識して取り組む必要があります。今後も健全な事業継続をしていくためにコストの見える化にも取り組み、健全な事業運営に努めます。

法人本部と連携して魅力ある法人、施設をPRし、人材確保に活用していきます。

諸制度に適切に対応できるよう研修活動に取り組み、資質向上に努めます。

1. 専門分野に於ける制度・政策に精通できるよう、研修を通して資質と力量の向上に努めます。
2. 福祉施設として利用者を守り、園の基本理念「豊かな生活援助」を保障するという立場を最優先に位置づけた業務を目指します。
3. 社会環境の変化に適応し、事業継続のための環境整備に努めます。

事務職の具体的な業務

- ・経理事務の統括と経営分析による、正確でわかりやすい経営資料の作成。
- ・民主的な経営として必須な公開の経営資料を整備。
- ・事業を正確に把握し、迅速で正確な統計の整備。
- ・経費削減を追求し、節水・節電・ランニングコスト等の抑制。
- ・キャリアパス構築のための整備。
- ・集団責任、個人責任に基づく業務分掌の整備。
- ・情報の共有化、多職種との連携を図り円滑な業務遂行の推進。
- ・介護報酬の改正に合わせた整備。

- ・ 各種の法令及び各種規則に基づく運営（熟知・周知・遵守）。
- ・ ホームページを活用した施設情報の発信。
- ・ 防災体制の整備、訓練を通して対応力の向上。
- ・ 事業継続計画の策定。
- ・ 施設内の衛生管理、安全管理の徹底。
- ・ 早期対応による建物、設備の修繕維持管理。
- ・ 各種届出、承認決裁等ルールに基づく履行。
- ・ 印刷物やコンピュータ等によるプライバシー保護の徹底。
- ・ 業務効率化、ペーパーレス化に伴う ICT 化の検討。
- ・ オンライン研修を活用した施設内研修の整備。
- ・ 人事考課の整備・検証。

7) 短期入所事業計画

短期入所事業運営規定にある『利用者の心身の機能の維持並びにその介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう援助する』という目的の基にサービスを提供します。

【基本方針】

ご本人、ご家族が安心して利用できるサービスを提供します。

①在宅生活の継続と自立支援

利用者の生活スタイルや過ごし方を尊重し、自立した生活が無理なく継続できるように支援します。（短期入所サービス計画書にて明記）

②家族介護の負担軽減を図ります。

介護者である家族が、心身をリフレッシュして自分の時間を持てることにより、在宅介護が継続できるよう支援します。

③家族、介護支援専門員との連帯を強化し、支援します。

家族、担当介護支援専門員と連携して利用者や家族が納得して利用できるような、より良い支援を目指します。

④社会的孤立感の解消を図ります。

共同生活により、孤立状態から解放され、新たな人間関係を築くことができるよう支援します。

【具体的取り組み】

- ・ 空きベッド情報を居宅介護支援事業所に知らせ、利用に繋がります。
- ・ 新規利用者を積極的に受け入れ、定期的な利用に繋がります。
- ・ 施設入所部門と連携し、施設入所申込みで待機となっている方の短期入所利用の促進、短期入所利用者への施設入所申込みを促進します。
- ・ ご家族、担当介護支援専門員に施設内での利用者の様子を適宜報告し、安心して利用いただける様努めます。

- ・ 利用者が安全で安心できるサービスの向上のため、各部署との緊密な連携、情報の共有化に務めます。
- ・ 居室の整備を随時行い、快適な生活環境での利用に務めます。

【実績目標】

- ① 月平均延べ人数 270人（平均1日 9人以上）
 - ② 稼働率 75%以上
- ＊長期利用者（ロングショート）常時5人以上の利用。

2 0 2 3 事業計画

長命園やくものお家

2023（R5）年度
地域密着型小規模多機能型居宅介護
長命園やくものお家 事業計画

【基本理念】

「一人一人の尊厳を守り 安心の在宅生活支援」

職員一同基本理念を念頭に置き、利用者や家族の気持ちに耳を傾け寄り添いながらケアに努めていきます。

2006 年に創設された小規模多機能型居宅介護は、自宅や地域で家族や親しい人々と共に不安なく生活を送りたいという本人の願いに応え、中重度になっても最期まで自宅や地域で「その人らしい」人生を支えることを期待され創設されました。創設時には平均要介護度を 3.5 と想定していましたが、実際のところ実態調査では現在平均要介護度は 2.19 となっており、経営における財務面への影響は深刻となっています。また、利用者の平均要介護度が 1.8 を下回ると赤字になる傾向がみられますが、現在のやくものお家の平均要介護度は 1.39 と平均より大きく下回っています。

経営を安定させるためには登録率を上げ、介護度の高い方の利用登録があれば経営状況は良くなると思います。しかし、その部分だけに焦点をあてるのは本来の在宅支援の形ではありません。介護度や疾病、障がいから人を見るのではなく、その人自身に目を向けて、何を必要としているのか、何を求めているのか、自宅で生活していくにはどのような支援が必要であるのかを見極めていくことが大切なことであると思います。

小規模多機能だからこそ出来る「柔軟な対応」を利用者、家族のニーズに添って安心して在宅生活を送ってもらえるよう支援していきます。そのためにも、職員の確保、定着率を上げ、より良いサービスが提供できるよう常に向上心を持ち、利用者、家族が安心して生活していけるよう努めていきます。

また、創設時よりやくものお家が積極的に行ってきた、他事業所での受け入れ困難事例に該当する利用者であっても、家族や主治医、多職種と連携をしながら受け入れ、安心して生活していけるよう支援していきます。そして、地域や病院、包括などへ積極的にアピール活動をし、相談しやすい事業所となるよう取り組みながら利用者獲得に繋げていけるよう努めていきます。

【実践項目】

1. 利用率の向上と安定的経営

- ① 介護収入確保のため 25 名登録を目指し、継続的に営業活動を行っていきます。
- ② 減収の原因となる入院者をなくすために日々の健康管理に努めます。

- ③ 登録者を確保するために、人材の確保、育成に努めていきます。
- ④ BCP（事業継続計画）の策定を行います。
- 2. 健康管理・予防について
 - ① 職員は出勤前には必ず検温をし、発熱や体調不良などの症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底します。
 - ② 手洗い、手指消毒の徹底、手すりや椅子、ドアノブやテーブルなどの消毒をこまめに行い、感染症などの予防に努めます。
 - ③ 各居室、リビングの換気を1時間おきに10分間行います。
 - ④ 職員は休憩室で一定の距離を保つなど、密にならないよう努めます。
- 3. コストの軽減
 - ① 備品は大切に扱い、光熱費や車両関係面での無駄をなくすよう常に意識を向けながら業務に取り組みます。
- 4. 職員間での情報共有・連携・質の向上と確保について
 - ① 利用者のニーズに対応した柔軟な支援が行えるよう、個々が考え意見を言い合い、尊重し合えるような職員集団を目指します。
 - ② 常に向上心を持ち、新しい知識や技術を身につけるようスキルアップを目指します。
 - ③ 「自分だったらどうか」と常に相手の立場に立った視点を持ち、個別性を重視した支援を行っていきます。
 - ④ 毎月のeラーニングでの研修に参加し、より良い支援に繋がっていきます。
- 5. 利用者の安全確保
 - ① ヒヤリハット報告書、事故報告書の分析を行い、職員全員で周知し繰り返すことのないよう再発防止に努めます。
 - ② 自然災害（地震・水害・大雪・土砂）や火災を想定した訓練を実施し、利用者の安全確保に努めます。
- 6. 地域との連携
 - ① 可能な限りボランティアの受け入れ、利用者と地域社会との連携強化に努めます。
 - ② 地域行事への参加を積極的に行い、地域の方とのふれあいの場を提供します。
 - ③ 登録者以外の高齢者に関する相談事をしやすいような風通しの良い事業所を目指します。
 - ④ 地域の清掃活動や連携会議などに積極的に参加します。
- 7. 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
 - ① 宿泊者定員の空きがある場合ではあるが、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に緊急時の受け入れを積極的に行います。
- 8. 家族との連携
 - ① 家族からの意見、苦情、不安などは真摯に受け止め、傾聴する気持ちを忘れずきめ細やかな対応を行い家族との信頼関係を築いていきます。

- ② 利用開始から利用に至るまでの動機などを十分に理解し、本人と家族との関係が良好に継続できるよう支援します。

9. 情報提供・公表・相談・苦情への対応

- ① 毎月発行の「やくものお家たより」の内容の充実を図ります。
- ② 各種相談や意見、苦情に対しては迅速かつ適切に対応し、運営に反映します。

10. やくものお家の維持管理と環境整備

- ① 定期的な除草作業をし、庭木の剪定や事業所周辺の環境整備には引き続きボランティアの方の協力を得ながら美しい環境を維持していきます。
- ② 職員一人一人が環境整備を意識し、室内や居室、リビングの整理整頓にも自覚を持って行います。

介護支援専門員事業計画

- ① 利用者、家族との信頼関係が築いていけるよう「誠実に向き合うこと」を心掛けます。
- ② 利用者、家族との何気ない会話にも軽微な訴えがあることを逃さず、その改善に努めます。
- ③ 支援にあたり、知り得た情報を迅速にスタッフ間で共有出来るよう努めます。
- ④ 計画作成担当者として、制度に必要とされる記録や書類をきちんと揃えファイリングをします。
- ⑤ ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるよう必要な知識、技術の習得に努めます。

ケアワーカー事業計画

- ① 基本理念である「一人一人の尊厳を守り安心の在宅生活支援」を念頭に、その人らしさを大切に、その人らしさを引き出せるような支援を行います。
- ② スタッフ全員が一つのチームであることを自覚し、誰もが意見を言いやすい環境を作り、利用者へのより良い支援に繋げていきます。
- ③ 身体機能の維持・向上、笑顔が引き出せるようなレクを提供します。
- ④ 利用者、家族との関係を大切にし、明るい挨拶、傾聴する気持ちを持ち信頼関係を築きます。
- ⑤ 気持ちよく過ごせるよう、また安全に過ごせるよう環境整備に努めます。
- ⑥ 利用者個人の持ち物を大切に扱い、返し間違いやしまい間違いのないように徹底します。

看護師事業計画

- ① 救命法の研修の企画実施をコロナ禍の状況をみて可能になれば行います。
- ② 研修以外にも資料を活用するなど、出来る範囲で知識や技術の向上に努めます。
- ③ 利用者の状態把握と時利那対応が出来るよう、スタッフ間の情報共有や利用者家族、医療機関との連携に努めます。
- ④ 高齢化に伴う処置、ケアを適切に行い、骨折や誤嚥などの安全面への対応に心掛けます。
- ⑤ 薬の内容の周知に努め、確実な服薬に努めます。
- ⑥ 感染予防及び発症時の対応について検討し、スタッフ間の周知に努めます。

防火管理者事業計画

- ① 運営基準を遵守し、年2回の防災訓練を実施します。
- ② 防災意識を高め、全スタッフが多様な緊急時に対応出来るように訓練します。
- ③ 火災の原因となり得る可能性のある電気器具などの管理を行い、修理や買い換えが必要な際は素早い対応を行います。
- ④ 非常事態に備え、備品・備蓄品の管理、購入を行います。

安全運転管理者事業計画

- ① 運転規則を守り、事故を起こさないよう心掛けます。万一事故を起こした際はすぐに警察に連絡します。また、車の損傷時は速やかに報告し対処します。
- ② 県道からやくものお家までの細い道は時速 20km を守り、近隣住民との事故を起こさないよう最新の注意をはらいます。
- ③ 送迎、訪問時などの運転や乗降には慣れから気を抜かないよう、利用者にとって安心・安全の優しい運転を心掛けます。
- ④ 運転時は少しの異常音や振動に対して敏感になり事故予防に努め、半ドアや室内灯の消し忘れにも注意し、防げる故障に対処します。
- ⑤ 台風や積雪などの状態により、十分な安全確保が出来るよう指導します。

2023 年度 事業計画

	行事・レク	研修	法人行事他	設備・点検
4 月	・花見 ・チューリップ祭り ・桜餅作り		・運営推進会議 ・会計指導	・避難訓練 ・消防設備点検
5 月	・春の運動会	・応急手当講習	・苦情解決第三者委員会 ・法人監査 ・職員健康診断	
6 月	・柏餅作り		・運営推進会議	
7 月	・七夕	・安全運転管理者講習		
8 月			・運営推進会議	
9 月	・敬老会			
10 月	・秋の遠足 ・焼き芋 ・地蔵法要		・運営推進会議 ・会計指導	・避難訓練 ・消防設備点検
11 月	・八雲町文化祭		・インフルエンザ予防接種	
12 月	・クリスマス会 ・忘年会 ・餅つき		・運営推進会議	
1 月	・初詣 ・新年会		・会計指導	
2 月	・節分際		・運営推進会議 (外部評価)	
3 月	ひな祭り	・集団指導 ・高齢者虐待防止研修		
その他	・各月利用者誕生会 ・書道・絵手紙	・各月 e ラーニング研修		
会議	・スタッフ会議 ・カンファレンス会議 ・運営推進会議 ・地域連携会議			

※研修案内が来たら積極的に参加する

2 0 2 3 事業計画

こばと保育園

2023年度 こばと保育園 事業計画

<保育園をめぐる情勢>

保育所における2025年問題として、利用定員は2025年がピークになり、その後は少子化の影響で緩やかに定員割れを起こしていく問題である。子どもの出生率がコロナの影響を受けて、より急速に減少へと進んでいる。そして今まで大きな問題であった待機児童数は認可保育所を増やしていったこともあり減少してきているが、これからは少子化の影響を受けて保育所利用者が減っていく傾向になっていくといわれている。それを見据えて、すでに定員を削減している施設も少しずつ出てきている。その中で政府が公立保育所、公的保育制度をどうしていくかが、これからの私立保育園のありように大きく影響を及ぼしていくと考えられている。公立保育園の民営化や統廃合、認定こども園化が進んでいくのではないかと。また公立保育所が虐待を受けている子・障害程度の重い子を受け入れていくような、公立をかなり狭い意味での福祉的役割にする形に、通常保育は民間施設が対応していく形になるのでは考えられている。

またこの4月から「厚生労働省」から「子ども家庭庁」へと変わっていく。そして「子ども基本法」が始まり、今までは親のための保育ということで整備が進められてきたが、これからは子どもの最善の利益という方向性で進められていくようになる。すべての子どもに質の高い保育を保障するが、これからの保育の中で考えられていくことが必要になっていくのではないかと。

昨年、保育の現場で虐待などの保育士の不適切な保育が問題となってきた。決してあってはならないことだが、原因として保育の配置基準の低さや労働環境の悪さがあげられている。日本の保育士の配置基準は、4・5歳児において74年前から30対1のまま変わっていない、他の国では日本の半分以上で保育が行われている。子どもが減っていくのを逆手に取って最低基準の改善に繋げていけることができれば、保育環境の改善、地域に保育所を残す、保育士の労働条件を改善することができるのではないかとされている。

<こばと保育園では>

- ・コロナが5月8日以降第5類扱いになるが、保育や園行事がコロナ禍前のようにどこまで戻せるかわからない。子ども達の成長や安全を一番に、職員間での話し合いや保護者と話しをする場を持ちながら考え決めていく。

- ・少子化が進んでいく中、園児の確保は大きな課題である。園内研修を行ない、保育の質を高めていくと共に職員集団を育てていく。

- ・感染対策を取りながら、地域の方や老人施設の人たち、またボランティアの方たちとの交流をおこなっていく。

2023年度 保育目標

こばと保育園

《こばと保育園保育目標》

1. 全身を使った遊びを通し、心身共に生き生きした子どもを育てる
2. 自然の中で遊び、よい文化や本物に触れ、豊かな感性と想像力を育てる
3. 子どもの意欲を大切にし、自立心を育てる

《めざすこども像》

- ☆ たくましくしなやかな身体と心をもった子ども
- ☆ 豊かな感性をもったこども
- ☆ 友だちを大切にする子ども
- ☆ 自分で考え行動する子ども

《2023年度 年間クラス保育目標》

りす組（0歳児）

- ◎ 「遊ぶ」、「眠る」、「食べる」のリズムが安定し機嫌よく生活する
保育士との信頼関係を大切にし、情緒の安定を図りながら意欲的に生活する

うさぎ組（1歳児）

- ◎ 生活や遊びを通して、自分でしようとする気持ちが育つ
保育士と一緒に水、砂、土に触れて遊ぶ

こじか組（2歳児）

- ◎ 基本的生活習慣の自立に向かい、身の回りのことを自分でしようとする
一人ひとりが安心して園生活を送り、楽しく過ごす

こぐま組（3歳児）

- ◎ 基本的生活習慣を身につけ、友だちと楽しく生活する

ばら組（4歳児）

- ◎ 友だちの中で、自分の考えや思いが言えるようになる

ほし組（5歳児）

- ◎ 目標に向かい力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう

給食

- ・ みんなで楽しく食べることを通して、心と身体を育てる
- ・ 好き嫌いなく何でも食べる

保健

4月～6月	・ 新しい生活に慣れる ・ 生活リズムをつけていく ・ 環境の変化による疲れからくる疾病の予防 ・ 一人ひとりの子どもの健康状態を把握できる ・ 感染症対策ができる ・ 衛生的な生活習慣を身につけることができる
7月～9月	・ 暑さに負けない身体づくりができる ・ 生活リズムを整える ・ 病気やけがに気をつける ・ 感染症対策ができる
10月～ 12月	・ 外遊びを楽しみ、体力増進を図る ・ 寒さに負けない身体づくりができる ・ 感染症対策ができる ・ 生活リズムを整える
1月～3月	・ 生活リズムを整える ・ 寒さに負けず元気に遊ぶことができる ・ 感染症対策ができる ・ 一年の振り返りができる

新型コロナ感染症の基本的対処方針を基に、感染対策を行う

【その他の事業】

一時保育（たんぽぽ組）

- ・ 生活や遊びのなかで友だちとのかかわりがもてるようになる
- ・ 家庭での子育てを支えながら、保護者との信頼関係を作っていく
- ・ 生活に必要な身の回りのことを自分でしようとする
- ・ 自分の要求や思いを言葉やしぐさで表現できる

こばと児童クラブ

- ・ クラスの仲間と交流を深めて、協力しあって生活や遊びを行っていく
- ・ 小さい子との触れあいを大切に、思いやりの気持ちを育てていく
- ・ 友だちの良いところを見つけ、困った事など話し合い、学童の生活をみんなで作っていく
- ・ 友だちや大人の話をよく聞き、自ら考えて行動する

2023年度 年間計画

こぼと保育園

＊ クラス懇談会 各クラスによって随時

月	園 内 行 事	保護者会行事	年 長 行 事	そ の 他
4	入園の集い			
5		保護者会総会 奉仕作業	合宿（こぼと泊）	尿検査
6			笹巻きづくり 合宿（こぼと泊）	小児健診 歯科検診
7	劇団風の子観劇		大山沢登り合宿	
8		バザー		
9	キャンプ			
10	親子運動会	4, 5 歳児遠足	三瓶合宿	
11	芋煮会		干し柿作り 合宿（こぼと泊）	松江市一斉開放日 小児健診・歯科検診
12	クリスマス会	餅つき大会（3. 4. 5 児）	合宿（こぼと泊）	
1			雪山合宿	
2	節分			新入園児面接
3	卒園式		合宿 2 回（こぼと泊）	

＊ 避難訓練・消火訓練毎月 1 回 （年 1 回不審者対応）

＊ 誕生日会・お弁当の日・身体測定・月 1 回

コロナ感染状況の様子をみながら、園行事・保護者会行事を行っていく

2 0 2 3 事業計画

放課後等デイサービスぽっぽ

2023 年度 放課後等デイサービスぽっぽ 事業計画

〈放課後等デイサービスをめぐる情勢〉

2022 年は色々な法律が検討され改正されてきました。まず児童福祉法等の一部改正が 6 月に成立、障害者総合支援法など 8 法の一括改正が 12 月に成立しどれも 2024 年 4 月に施行されることとなりました。今この法改正に向け、厚生労働省は「障害児通所支援の在り方に関する検討会」にて、放課後等デイサービスに関する今後の方向性が議論されてきています。

【2024 年度の法改正で放課後等デイサービスがどのように変わるのか】

- ・預かりや学習支援などのみを提供している放課後等デイサービスは公費の対象外になる
- ・放課後等デイサービスは 2 類型になる

放課後等デイサービスは、放課後や長期休みに障がいのある就学児が利用する障がい福祉サービスの一つです。個別の発達支援や集団での活動を行い、専門知識を持つスタッフが子どもの自立や社会参加をサポートします。しかし中には適切な支援をせず、学童のように預かりのみを実施していたり、塾のように指導に特化していたりするところもあるのが現状です。今回の法改正ではそのような事業所は公費の対象外となることを狙っています。今回の法改正では、放課後等デイサービスを「今まで通り様々な創作活動など四つの活動を通して発達支援を行う施設」(総合支援型)、「理学療法士などこれまで以上に専門性の高い支援を提供する施設」(特定プログラム特化型)の二つに分類することについて詳細を詰めており、2023 年 3 月には報告書をまとめるとしています。今後ぽっぽとしては、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」で定められている「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」の 4 つの基本活動を組み合わせてプログラムを作成し子どもの支援を行う総合支援型の事業所として、3 事業所の特色を生かしながら質の向上に努めていきたいと思っています。

〈ぽっぽ・おりーぶ、ぽっぽ・ぴーす、ぽっぽ・のあ〉として

- ①子どもたちの自己肯定感を高め、安心して通える事業所にしていきます。
- ②障がいを含めその子の成長や発達過程での葛藤を抱える保護者をしっかりサポートしていきます。
- ③職員集団の支援の質の向上の為、3 事業所が連携して障害者虐待防止等の研修をはじめいろいろな職員研修に取り組んでいきます。
- ④感染症対策や事業継続計画に向けた取組や地域と連携した取組を強化していきます。

《ぼっぼの基本的な療育方針》

- ・太陽と水と土、そして仲間を大切にし全面発達を保障していく療育を行う。
- ・体験的な活動を通して、成功体験や達成感を積み、自己肯定感を養う。
- ・遊び（好きな人と好きなことを楽しむ）や活動の中で、感情のコントロールの仕方やスケジュールを見通して動く力を養う。
- ・人と関わる楽しさや受け入れられている安心感を味わい、社会の中で生きていくために必要な愛着や信頼の感情を育む。

1. 子ども支援

① 年間目標

ぼっぼ・おりーぶ

- ・活動の中で人と関わる楽しさを味わう。
- ・様々な活動・体験を通して、満足感や達成感を味わい、興味を広げたり自信をもつことができる。
- ・生活や遊びの中でのマナーやルールがあることを意識しながら過ごすことができる。

ぼっぼ・ぴーす

- ・大好きな友だちやスタッフと一緒に色々な遊びを楽しむ中で、好きな遊びの幅が広がる。
- ・色々な体験を通して、気持ちを受け止めてもらったり、達成感を味わったりする中で「自信」となり、色々なことに挑戦しようとする力がつく。
- ・遊びや活動を通して、太陽、水、土など自然と触れ合い、心身の発達を促していく。

ぼっぼ・のあ

- ・遊び（好きな人と好きなことを楽しむ）や活動のなかで、感情のコントロールの仕方やスケジュールを見通して動く力を養う。
- ・企画的、創造的な活動を設定し、高学年として意欲的に取り組めるよう支援する。

- ② ぼっぼ（おりーぶ、ぴーす、のあ）の療育の違いを明確化していき、それぞれ特徴のある療育が出来るよう構造化していきます。
- ③ 保護者や相談員さんをはじめとする様々な関係者と密に連携し、一人一人の個別支援計画にそった質の高い支援が提供できるよう努めます。
- ④ 職員会等を通じて情報共有に努めます。

2. 保護者支援

保護者が安心して障がいのある子どもを育てられるよう、保護者からの相談に適切に応じるとともに必要な助言と支援（ペアレント・トレーニング）をしていきます。

3. 職員体制

- ① 少人数の職員体制の中でも PDCA サイクルの繰り返しにより業務改善を進めていきます。
（ P—計画 D—実行 C—評価 A—改善 ）
- ② 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化をしていきます。
- ③ 放課後等デイサービスの提供内容向上のため、職員の知識・技術の向上へ取り組んでいきます。

4. 関係機関・団体や保護者との連携（インクルージョンの実現） 包括支援

① 相談支援事業者との連携

- ・利用者に対する支援がより良いものとなるよう、相談支援事業者へ毎月利用者の報告書を送り、連動した計画書を作っていきます。

② 学校との連携

- ・利用者に必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携していきます。

③ 医療機関や専門機関との連携

- ・利用者のかかりつけの医師を把握しておくとともに、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は連携体制を整えておきます。

④ 保育所・児童発達支援事業所等との連携

- ・子どもの発達支援の連続性を保障するため、就学前に利用していた所・園・事業所等と連携し、情報共有と相互理解に努めます。

⑤ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携

- ・発達支援上他の事業所と併用している子どもについて、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の了解を得た上で、個別の支援計画の内容について情報共有を図っていきます。

⑥ 放課後児童クラブや自治会等との連携

- ・障がいのある子どもたちが地域や他の子どもから切り離されないよう、児童クラブや地域の方たちとの交流を企画していきます。

⑦ 地域自立支援協議会等への参加

- ・地域自立支援協議会等へも積極的に参加し、関係機関・団体との関係性を構築していきます。
- ・虐待等によるケースについては、要保護児童対策地域協議会等へも参加していきます。

⑧ 保護者との連携

- ・学校への出欠や帰宅状況の連絡が確実に行われるよう連絡体制について職員に徹底しておくよう努めます。
- ・日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つよう努めます。
- ・保護者会等を開催したり、支援したりすることにより、保護者同士のつながりを密にして安心して子育てを行っていただけるよう支援していきます。

5. 情報提供、公表、相談、苦情解決

① 毎月1回以上の「ぽっぽだより」等の発行で情報提供に努めます。

② 各種の相談、苦情について迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築していきます。

③ 事故報告は「ヒヤリハット・気づき報告書」に記録をし、職員会で話し合い周知徹底するとともに改善していくよう図っていきます。

6. 緊急時対応、非常災害・防犯対策

① 緊急連絡表を作成し、速やかに対応できるようにしていきます。

② 非常災害や防犯対策に備えて消防計画を周知するとともに年2回の避難訓練を行うよう努めます。

7. 虐待防止・身体拘束の取組

- ① 事業所内での虐待防止啓発のために 3か月に1回の虐待防止委員会を開催し、研修を受講するなど、全職員の虐待防止に努めます。(義務化)
- ② 保護者による虐待については、保護者に対する相談支援等をおこなうことにより未然防止に努めるようにします。
- ③ 虐待を発見した場合は、関係機関・団体と連携して対応を図っていくよう努めます。
- ④ 身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き禁止されているが、やむを得ず行う場合は、いかなる場合にどのような形で行うかについて組織的に決定して行うようにします。
年1回、身体拘束の適正化検討会を開催します。(義務化)

8. 衛生・健康管理

- ① コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、おやつや学校休業日における昼食などの衛生管理を徹底していきます。
- ② 学校や家庭との連絡を密にとり、子どもの健康管理に気を配るようにします。
- ③ コロナウイルス感染所やインフルエンザ等状況に応じて 事業継続計画に沿って対応していきます
- ④ 適切な対応が出来るように、事業継続計画の研修等を行います。

10. 安全確保

- ① サービス提供中に起きる事故や怪我を防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、危険を排除するように努めます。(ヒヤリハットの確認)

11. 安全運転管理者計画

- ① 送迎時の 子どもの安全確保（人数点呼等）をするため、安全運転マニュアルに沿って運転するよう努めます。
- ② 道中の安全確保の為に半ドア、ロック、シートベルトの着用など確認し、事故予防努めます。万一事故を起こした場合は、速やかに警察等に連絡します。
- ③ 室内灯の消し忘れやエンジンの切り忘れに注意し車の故障を防ぐとともに、定期点検を行うよう努めます。

月	施設内行事	研 修	設備・点検等
4 月	進級お祝い会（会食）		
5 月			
6 月			
7 月	夏祭り 県立プール	相談支援従事者初任者研修	
8 月	七夕会 海水浴 しじみ採り	強度行動障害基礎研修 サビ管・児発管基礎研修	
9 月			消防設備点検
10 月	ハロウィン		避難訓練（火災）
11 月			
12 月	クリスマス会 忘年会 大掃除		
1 月	初詣		
2 月	節分豆まき	人権研修	
3 月	お花見	虐待防止研修	消防設備点検 避難訓練（地震）
会議等	職員会 カンファレンス会議 所内面談 所外会議（支援会議等） 保護者研修会、保護者懇親会		

※キャリアアップなどその他の研修にも積極的に参加していく

2 0 2 3 事業計画

こばと小規模保育園

2023年度 こばと小規模保育園 事業計画

<情勢>

2022年2月24日ロシアによるウクライナへの侵略が行なわれ、8月にはウクライナのサポロジェ原発も砲撃され、破壊的な結果を招くことが予想され緊張が続いている状況である。又、2020年から世界ではコロナウイルスによる様々な影響を受けている。このパンデミック以降、今も変異株が次々と現れ、私たちを脅かしている状況である。バス置き去り事件、相次ぐ子どもの事故、虐待被害の問題が大きく報道されたが、それまでは重大事故にならなかったケースなども含め、全国で同じような事例がたくさん起こっている。日々子どもたちや保護者、保育の職務に真摯に向き合っている中で、今だからこそ少し立ち止まり、喜びを感じながら働くことができる職場環境とは何か、保育における不適切な関わりの防止と適切な保育を継続する為に何が必要か、職員間で確認共有し、子どもたちの安全と発達の保障を第1に考え、子どもたちの権利が奪われないよう保育に取り組んでいく。

<保育士の配置基準改善>

—子どもの安全守れる人数に—

コロナ第7波において、県内の保育所など児童福祉施設において100件を超すクラスターが発生した。(3割ものの施設でのクラスター発生)

保育所は、マスクの着用が難しい子たちが多く、密が避けられない環境である。

感染対策の面からも、子どもたちの成長、発達の面からも保育士が安心して保育ができるゆとりのある保育基準をつくる事が必要である。

国の保育士配置基準が定められたのは、1,2歳児が56年前、4,5歳児は1948年の基準制定以降、70年以上一度も改善されておらず、国際的にも低水準のまま放置されている。

1,2歳児は6対1、3歳児は20対1、4歳児以上は30対1の現行の配置基準では、安全、安心で質の高い保育を保障することができない。

現行の配置基準では、子どもの安全が守れないために各施設が上乗せ配置をしている状況である。

<10月からの公定価格改定>

—3%（月額9,000円）賃上げ新たな加算に—

2022年2月から実施された保育士、幼稚園教諭を対象とした事業で、10月以降は公定価格の見直しで対応するとされ、処遇改善加算Ⅲとして新たな加算に位置付けられた。

特例事業が公定価格として恒常化されたことには意味があるが、公定価格はまだまだ不十分である。公定価格の改善を求め、加算ではなく抜本的な賃金引き上げが実現できるようにしていくことが重要となる。

<小規模保育園では>

・職員1人ひとりが、日々気づいた事、改善していく事などを出し合い、共通理解のもと子ども1人ひとりの保育に当たっていくようにする。

・園庭、園舎の整備、整理整頓を定期的に行い、子どもたちが遊びたくなる環境を作っていく。

・キャリアアップ研修に積極的に取り組み、学習した事を職員に伝え共有していく。

全職員で理念の確認、保育目標等を理解し、学習勧めていき保育に生かしていく。

・年に2回は絵を見ての総括会議を全職員で行ない、共通認識のもと明日の保育へとつなげていく。

月1回の昼職員会（緊急な事が起きた時はその都度会をもつ）は月の総括をしっかりと行ないクラスや個々が成長していけるよう話し合いをしていく。

・情報共有をし、全職員が声かけ伝達を大事に心がけ、チームワークを作っていく。

・保護者同士の横のつながり、結びつきが広がるような働きかけをしていく。

2023年度 保育目標

こばと小規模保育園

《こばと小規模保育園保育目標》

1. 全身を使った遊びを通し、心身共に生き生きした子どもを育てる。
2. 自然の中で遊び、よい文化や本物に触れ、豊かな感性と想像力を育てる。
3. 子どもの意欲を大切にし、自立心を育てる。

《めざすこども像》

- ☆ 人と関わるのが好きになる子ども
- ☆ 五感を発達させ豊かな感性をもった子ども
- ☆ 手づかみで意欲的に食べる子ども
- ☆ 自分の意思で自ら動く子ども

《全体的な保育目標》

- ◎ 全身を使った遊びを通じ、心身ともに生き生きした子どもを育てる
- ◎ 自然の中で遊び、よい文化や本物と触れ、豊かな感性と想像力を育てる
- ◎ 子どもの意欲を大切にし、自立心を育てる

《2023 年度年間クラス保育目標》

ひよこ組（0歳児）

- ◎ 眠る、食べる、遊ぶのリズムが安定し、機嫌よく生活する
- ◎ 保育士との信頼関係を大切にし、情緒の安定を図りながら意欲的に生活する

つばめ組（1歳児）

- ◎ 生活や遊びの中で自分でしようとする気持ちが育つ
保育者と一緒に水、砂、土に触れて遊ぶ

つばめ組（2歳児）

- ◎ 基本的な生活習慣の自立を目指し、身の回りのことを自分でしようとする
- ◎ 一人ひとりが安心して園生活を送り、自分を出せるようにする

2023年度 年間計画

月日 月 日	こばと小規模保育園		
月 日	園内行事	保護者会行事	その他
4月	入園のつどい		
5月	親子遠足 親子で観劇	保護者会総会 大掃除 親子遠足	尿検査 歯科健診 健康診断
6月		保護者会研修会	公開給食
7月	個人面談		
8月	夏まつり	草取りバーベキュー バザー	レクリエーション
9月	おじいちゃん おばあちゃん参観日		
10月	親子運動会	母親懇談会	
11月	松江市一斉開放日 総括・保育参観日	保護者会レク	健康診断 公開給食
12月	クリスマス会		歯科健診
1月	劇団風の子観劇 (つばめ組)	父親懇談会 保護者会研修会	
2月	節分・個人面談		新入児面接
3月	修了式・総括		

※誕生会、お弁当の日、身体測定…月1日

※ちいばっぽ懇談会…随時

※避難訓練、消火訓練毎月1回

(年1回不審者対応訓練)

コロナの状況により、その都度行事や内容を検討していく